

傍 聴 席

第3回利根町議会定例会



平成30年第3回利根町議会定例会が、9月4日(火)～19日(水)、通算16日間の日程で開催されました。

今期定例会には、町長から平成30年度の一般会計や各特別会計の補正予算、平成29年度の決算認定など合計16件の議案が提出され、慎重な審議が行われました。

また、一般質問には9名の議員が登壇。各種事業などの進捗状況についての質問のほか、道路や交通網の整備、また防災・災害対策や、小中学生の安全対策、廃校の有効活用などの質問があり、活発な質疑応答が行われました。(詳しくは『とねまち議会だより』をご覧ください)

平成30年度予算を補正

平成30年度利根町一般会計および各特別会計について、次のとおり補正されました。

会計	補正額	総額
一般会計	2億9,639万1,000円	56億6,045万6,000円
国保特別会計(事業勘定)	6,114万2,000円	24億1,781万2,000円
国保特別会計(直営診療施設勘定)	1,013万4,000円	1億2,718万5,000円
公共下水道事業特別会計	1,693万6,000円	2億9,376万円
町営霊園事業特別会計	420万5,000円	1,085万1,000円
介護保険特別会計	5,197万4,000円	14億9,788万8,000円
介護サービス事業特別会計	368万円	1,431万円
後期高齢者医療特別会計	222万円	4億826万7,000円

平成29年度決算を認定

平成29年度利根町一般会計および各特別会計の決算は、次のとおり認定されました。

会計	歳入合計	歳出合計
一般会計	55億8,700万1,428円	52億7,779万3,512円
国保特別会計(事業勘定)	27億7,804万1,464円	27億1,326万3,020円
国保特別会計(施設勘定)	1億3,350万57円	1億2,094万2,173円
公共下水道事業特別会計	2億9,146万3,339円	2億6,586万7,792円
町営霊園事業特別会計	1,660万7,835円	1,055万5,725円
介護保険特別会計	14億7,296万9,224円	14億2,216万2,650円
介護サービス事業特別会計	1,488万4,914円	1,120万4,721円
後期高齢者医療特別会計	3億9,753万4,338円	3億9,531万3,344円

利根町難病療養者見舞金のお知らせ

特定疾患など(一般特定疾患治療研究事業、小児慢性特定疾患治療研究事業、および先天性血液凝固因子障害等治療研究事業として厚生労働大臣が定める疾患)により長期にわたり治療を要し、療養を必要とする人に難病療養者見舞金を支給します。

申請は随時、受け付けています!



見舞金の支給対象者

- 茨城県から指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾患医療受診券、または先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けた方
 - 利根町に住所を有する方(申請日の1日前から6カ月以上住所を有すること)
 - 申請の当該年において市町村民税が非課税の方
- ▶指定難病特定医療費受給者証(見本)



申請に必要なもの

- 指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾患医療受診券または先天性血液凝固因子障害等医療受給者証
- 印鑑
- 振込先のわかるもの(ゆうちょ銀行以外)

支給額

・12,000円/年

支給日

- ・支給決定日の翌月(2年目以降10月に現況届を提出していただき、支給は12月となります)

※特定疾患の「軽快者」、および県単独事業の小児慢性特定疾患に認定された方は、見舞金の支給対象にはなりません。

問い合わせ先 役場福祉課 社会福祉係 ☎68-2211 (内線343)

要介護認定を受けている方の所得税・住民税申告の障害者控除について

要介護認定を受けている方で、利根町障害者控除対象者の認定基準に該当する方は、障害者手帳の交付を受けていなくても、所得税・住民税申告の際、障害者控除対象者として所得から一定の控除を受けることができます。

なお、昨年「障害者控除対象者認定書」を交付されている方で、要介護度に変更のない方については、昨年交付された認定書をそのまま使用することができます。



申請事項

- 対象者:**
- ①平成30年1月1日以降、新たに要介護1以上の要介護認定を受けている方
 - ②昨年「障害者控除対象者認定書」を交付された後の要介護認定において介護度に変更のあった方(詳細については、右記参照)

申請場所: 役場福祉課(要印かん・家族代理申請可)
※申請書は役場福祉課にございます。

その他: 認定書は、後日申請者へ郵送します。

※「障害者手帳」の交付を受けている方は、「障害者手帳」を提示することで、障害者控除を受けることができますので申請の必要はありません。

利根町障害者控除対象者認定基準について

～『障害者に準ずる者』に該当する条件～

- ① 要介護1および2の方で直近の要介護認定資料にて、障害自立度がAランク以上、または認知症自立度がIIランク以上の方
- ② 要介護3の方で直近の要介護認定資料にて障害自立度がAランク、または認知症自立度がIIランクの方

～『特別障害者に準ずる者』に該当する条件～

- ① 要介護3の方で直近の要介護認定資料にて障害自立度がBランク以上、または認知症自立度がIIIランク以上の方
- ② 要介護4および5の方
- ③ ①、②の規定にかかわらず、おおむね6カ月以上臥床し、食事および排せつなどの日常生活に支障のある寝たきり高齢者(当該事項が記載された主治医の証明が必要です。)

おむつ代の医療費控除について

疾病などによりおおむね6カ月以上寝たきりの状態であり、医師による治療のもとでおむつの使用が必要であると認められる場合には、確定申告などで医療費として申告することができます。

申請事項

おむつ代の申告が初めての方

確定申告などで医療費控除として申告する際に「おむつ代の領収書」と医師が記載した「おむつ使用証明書」が必要となります。「おむつ使用証明書」の様式は役場福祉課で配布しています。

要介護認定を受けおむつ代の申告が2年目以降の方

右記の交付要件を満たす方は、「おむつ代の領収書」と町が発行する「主治医意見書の内容を確認した書類」があれば、確定申告の際に医療費控除として申告することができます。

「主治医意見書の内容を確認した書類」の交付申請をする場合は、役場福祉課へ申請書を提出してください。後日申請者へ郵送します。※申請書は役場福祉課にございます。

(家族代理申請可)



交付要件

直近の要介護認定において主治医が作成した書類(主治医意見書)の記載内容のうち、障害者自立度がBランク以上に該当し、尿失禁の可能性が「あり」と記載されていること。
※主治医意見書にて前述の確認ができない場合、町では発行できませんので医療機関から「おむつ使用証明書」の交付を受けてください。

問い合わせ先 役場福祉課 高齢介護係 ☎68-2211 (内線342)